

被災者生活再建支援制度のご案内

1. 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、「令和4年8月3日からの大雨」により居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金（中規模半壊を除く）と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

2. 対象となる被災世帯

南越前町に居住の世帯で、「令和4年8月3日からの大雨」の被害により、

- (1) 住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯）
- (2) 住宅が「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」し、住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）
- (3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体世帯）
- (4) 住宅が「大規模半壊」した世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が「中規模半壊」した世帯（中規模半壊世帯）

※ (1) (2) (4) (5) は「罹災証明書」の被害区分がそれぞれ「全壊」「半壊」「大規模半壊」「中規模半壊」である必要があります。

※ 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」である必要があります。

※ (2) (3) については事前にご相談ください。

また、解体後の申請となりますので、受付期限にご注意ください。）

3. 支援金の支給額

（ 単位：万円 ）

区 分		基礎支援金	加算支援金	計 ①+②
		住宅の被害程度 ①	住宅の再建方法 ②	
複数世帯 （世帯の 構成員が 複数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 100	100
			補修 50	50
			賃借 25	25
単身世帯 （世帯の 構成員が 単数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 75	75
			補修 37.5	37.5
			賃借 18.75	18.75

4. 申請期限

基礎支援金：令和5年9月4日まで（災害発生した日から起算して13か月）

加算支援金：令和7年9月4日まで（災害発生した日から起算して37か月）

5. 申請に必要な書類

【基礎支援金】

○すべての世帯

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書（別紙、町ホームページからもダウンロード可能）
- ② 罹災証明書（町民税務課で発行、今庄・河野事務所でも受付可能）
- ③ 被災した世帯全員の住民票（町民税務課、今庄・河野事務所でも発行可能）
- ④ 申請者（世帯主）の振込口座の通帳の写し

○半壊解体の場合

- ⑤ 解体証明書（役場で発行）または滅失登記簿謄本（法務局で発行可能）

○敷地被害解体の場合

- ⑥ 解体証明書（役場で発行）または滅失登記簿謄本（法務局で発行可能）
- ⑦ 敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など）

【加算支援金】

○すべての世帯

- ⑧ 住宅の建設・購入・補修・賃貸が確認できる契約書等の写し

6. その他留意事項

- ・ **住宅の所有者であっても実際に居住していない場合は対象となりません。**
- ・ **基礎支援金と加算支援金の申請を同時に申請する必要はありません。**最初に基礎支援金を申請し、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・ 加算支援金について、「賃借」で申請・受給した後に、申請期間内に住宅の「建設・購入」を行う場合は、「建設・購入」として、2回目の申請を行うことができます。2回目の支給額は、「賃借」と「建設・購入」との差額になります（2回目に「補修」で申請する場合も同様です）。
- ・ 申請書の受付後、不足の書類があった場合等はあらためてご連絡させていただく場合があります。

7. 支援金の支給

申請書および必要添付書類、南越前町での受付後、福井県を經由して、本制度の実施機関である「公益財団法人 都道府県センター（被災者生活再建支援法人）」に送付されます。同法人において申請書の内容の確認を行い支給金額を決定し、申請時に記載した金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※申請受付から支給までは2～3ヶ月前後です。（書類等に不備がない場合。なお、都道府県センターにおける他自治体の申請書の受付状況等により遅れる場合があります。）

※その他詳細につきましては、「都道府県センター」ホームページ上のパンフレットをご覧ください。

8. 申込・問合せ

【申込み・受付】南越前町役場 総務課 TEL：0778-47-8000

【罹災証明書発行】町民税務課

【住民票発行】町民税務課、今庄・河野事務所